

一部を次のように改正する。

第二条第一項中「要件に該当する者に対し、奨学金を」を「奨学金を、それぞれ当該各号に定める者に対し、」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

一 修学支援奨学金 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校に在学する者で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、エの規定は、適用しないことができる。

ア 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。

イ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められること。

ウ 経済的理由により著しく修学が困難と認められること。

エ 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていないこと。

二 育成奨学金 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、ウ（前号エに係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

ア 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められること。

イ 経済的理由により修学が困難と認められること。

ウ 前号ア及びエに掲げる要件に該当すること。

第七条第一項第一号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改める。

第八条第一項第一号中「高等専門学校」の下に「、専修学校の高等課程」を加える。別表備考2中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同表備考3中「第二項第一号ただし書」を「第二項第一号ただし書又は同項第二号ただし書」に改める。

（奈良県特別会計設置条例の一部改正）

第二条 奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十六 育成奨学金の貸付け 奈良県育成奨学金貸付金特別会計

第二条の表に次のように加える。

十六 奈良県育成奨学金貸付金特別会計	国庫支出金、貸付に係る返還金収入及び附属諸収入	貸付金その他の諸支出
--------------------	-------------------------	------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正前の奈良県高等学校等奨学金貸与条例第二条第一項の規定により貸与された奨学金は、第一条の規定による改正後の奈良県高等学校等奨学金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項第一号の規定により貸与された修学支援奨学金とみなす。

3 改正後の条例第二条第一項第二号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を除く。）又は専修学校の高等課程の第一学年又は第一年度に入学した者（中等教育学校の第四学年に在学することとなった者を含む。以下「平成十七年度以後入学者」という。）及び施行日以後に同号に規定する高等学校及び専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成十七年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与について適用し、施行日前に同号に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を除く。）又は専修学校の高等課程の第一学年又は第一年度に入

学した者（中等教育学校の第四学年に在学することとなった者を含む。以下「平成十六年度以前入学者」という。）及び施行日以後に同号に規定する高等学校又は専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成十六年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十八号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県奈良警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

奈良市（奈良県奈良西警察署及び奈良県天理警察署の管轄区域を除く。）

別表奈良県天理警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

天理市  
奈良市のうち

都祁南之庄町 都祁甲岡町 来迎寺町 都祁友田町 藺生町 都祁小山戸町 都祁相河町 都祁吐山

町 都祁こぶしが丘 都祁白石町  
針町 針ヶ別所町 小倉町 上深川町 下深川町 荻町 都祁馬場町  
山辺郡 山添村

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十九号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年四月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（深夜における静穏を害する行為等の禁止等）

第二条の二 何人も、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。）に、公安委員会規則で定める地域において、正当な理由がないのに、他人に迷惑を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所において、うるつき、若しくはたむろして、又は自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。）若しくは原動機付自転車（同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）（以下次号において「自動車等」という。）に乗車して、人声、楽器、音響装置等の音を異

常に大きく出すこと。

二 道路において、自動車等を、著しく遅い速度で走行させ、又は停車し、若しくは駐車している自動車等に並列に停車させ、若しくは駐車させること。

2 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

第十三条第三項中「から前条」を「及び第三条から第九条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「まで又は」を「まで及び」に改め、「規定」の下に「のいずれかに違反した者又は第二条の二第二項の規定による命令」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 過去三月以内に二回以上、第二条の二第一項第一号に規定する行為に関し同条第二項の規定による命令を受けたことがある者で、同号の規定に違反したものは、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。過去三月以内に二回以上、第二条の二第一項第二号に規定する行為に関し同条第二項の規定による命令を受けたことがある者で、同号の規定に違反したものについても、また同様とする。

5 常習として前三条の規定のいずれかに違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条第一項中「、第六条の二又は前三条」を「又は第六条の二」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前三条の規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年六月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

案内人取締条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十号

案内人取締条例を廃止する条例

案内人取締条例（昭和二十三年八月奈良県条例第三十号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

3 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを二の項から七の項までとする。

奈良県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十一号

奈良県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 奈良県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月奈良県条例第六十八号）

二 奈良県地域農業改良普及センターの名称等に関する条例（昭和三十三年十月奈良県条例第三十号）

三 奈良県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月奈良県条例第二十号）

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十二号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定により、職員の修学部分休業に必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校
- 二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校
- 三 学校教育法第八十三条に規定する各種学校

3 法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号）第二十二條の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、調整手当（

給料の月額に対するものに限る。）、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し等)

第四条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- 二 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合は、当該修学部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（修学部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。）を短縮することができる。

(その他)

第五条 この条例の施行に必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 職員の修学部分休業に関する条例（平成 年 月奈良県条例第 号）

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県条例第四十三号

奈良県知事 柿本善也

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第二条 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、三分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、五年とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第二十二條の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、調整手当（給料の月額に対するものに限る。）、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）第七条第一項から第五項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において同条第六項中「前五項」とあるのは「前五項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 年 月奈良県条例第 号）第四条前段」と、同条第七項中「前項」とあ

るのは「前項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条前段」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(その他)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 年 月奈良県条例第 号）

奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十四号

奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

**第二条** 任命権者は、毎年九月末までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用の状況、給与、勤務時間その他の勤務条件の状況等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。（人事委員会の報告）

**第三条** 人事委員会は、毎年九月末までに、知事に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。

- 一 職員の競争試験及び選考の状況
  - 二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
  - 三 勤務条件に関する措置の要求の状況
  - 四 不利益処分に関する不服申立ての状況
- （公表）

**第四条** 知事は、前二条の規定による報告を受けたときは、毎年十二月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を次に掲げる方法により公表しなければならない。

- 一 奈良県公報に登載する方法
  - 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法
- （その他）

**第五条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県森林環境税条例をここに公布する。  
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十五号

奈良県森林環境税条例

（課税の趣旨）

**第一条** 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課する。

（賦課徴収）

**第二条** 森林環境税は、次条第一項に定めるところにより県民税の個人の均等割の税率に加算し、及び同条第二項に定めるところにより県民税の法人等の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

（県民税の均等割の税率の特例）

**第三条** 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分の県民税の個人の均等割の税率は、県税条例第二十六条の二の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る県民税の法人等の均等割の税率は、県税条例第三十条の十第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

奈良県国民保護対策本部等に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十六号

奈良県国民保護対策本部等に関する条例

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条（法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び法第三十八条第八項の規定により、奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部に關し必要な事項並びに奈良県国民保護協議会の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

第二章 奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部

(組織)

第二条 奈良県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、奈良県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 奈良県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部に本部長、副本部長及び奈良県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

4 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

5 本部員及び第三項の職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に

応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させ、又は同条第七項の規定により防衛庁長官が指定する職員を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 奈良県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び第二項第三項の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 奈良県国民保護現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、対策本部に關し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、奈良県緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、第二条第一項中「奈良県国民保護対策本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部長」と、「奈良県国民保護対策本部」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部」と、同条第二項中「奈良県国民保護対策副本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策副本部長」と、同条第三項中「奈良県国民保護対策本部員」とあるのは「奈良県緊急対処事態対策本部員」と、第三条第二項中「法第二十八条第六項」とあるのは「法第百八十三条において準用する法第二十八条第六項」と、「同条第七項」とあるのは「法第百八十三条において準用する法第二十八条第七項」と、

第五条第一項中「奈良県国民保護現地対策本部」とあるのは「奈良県緊急対処事態現地対策本部」と、同条第二項中「奈良県国民保護現地対策本部長」とあるのは「奈良県緊急対処事態現地対策本部長」と、第六条中「第二条から前条まで」とあるのは「一次条において準用する第二条から前条まで」と読み替えるものとする。

**第三章 奈良県国民保護協議会の組織及び運営**  
(委員及び専門委員)

**第八条** 奈良県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、五十人以上とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第九条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第十条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第十一条** 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第十二条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

**第十三条** 第八条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県砂防指定地等管理条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県砂防指定地等管理条例

奈良県砂防指定地等管理条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、砂防法(明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。)、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)その他法令に定めがあるもののほか、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により指定された土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう。

(制限行為)

**第三条** 砂防指定地において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 建築物又は工作物の新築、増改築、移転又は除却

二 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為



三 土石(砂を含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄  
 四 立木竹の伐採又は枝払い

五 樹根、芝草、あし、かや、笹又は埋もれ木の採取

六 木竹、土石等の滑下による運搬

七 家畜の放牧又は係留

八 火入れ又はたき火

(砂防設備の占用)

**第四条** 砂防設備(知事以外の者がその権原に基づき管理する土地に存する砂防設備を除く。第八条及び附則第四項において同じ。)を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(許可の期間)

**第五条** 第三条及び前条の規定による許可の期間は、五年以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(変更許可)

**第六条** 第三条又は第四条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項について変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

**第七条** 知事は、第三条、第四条又は前条の許可に治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

(許可の特例)

**第八条** 国、他の地方公共団体又は知事が別に定める公社、公団、独立行政法人若しくは地方独立行政法人が砂防指定地において第三条各号のいずれかに掲げる行為又は第四条の規定による砂防設備の占用をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りるものとする。この場合においては、当該協議が成立することをもって第三条又は第四条の許可があったものとみなす。当該成立した協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(許可に基づく地位の承継)

**第九条** 第三条及び第四条の許可を受けた者の相続人その他の一般の承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第三条の許可を受けた者から当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

**第十条** 第四条の許可に基づく権利は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、規則で定めるところにより、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(標識の設置)

**第十一条** 第三条又は第四条の許可を受けた者は、当該許可期間中、当該許可に係る行為又は占用の場所に、規則で定めるところにより、許可標識を掲示しておかなければならない。

(新たに砂防指定地となった場合の特例)

**第十二条** 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において第三条各号に掲げる行為を行っている者は、当該行為について、当該指定の日から一年間は、同条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなる者は、同項の指定の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(砂防設備占用料の徴収)

**第十三条** 知事は、第四条の許可を受けた者(第八条の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。)から占用料(以下「砂防設備占用料」という。)を徴収する。

2 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川において第四条の許可を受けた者からは、前項の規定にかかわらず、砂防設備占用料は徴収しない。

(砂防設備占用料の額)

**第十四条** 砂防設備占用料の額は、奈良県流水占用料等に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第四十二号)別表第二の規定の例により算出して得た額とする。

(減免)

**第十五条** 知事は、第十三条第一項の規定により砂防設備占用料を納付すべき者の占用料が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請に基づき、同条の砂防設備占用料を減免することができる。

- 一 国及び地方公共団体が公共事業又は公共の利益となる事業のためにする場合に当該事業のためにする占用であって知事が適当と認めるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

(砂防設備占用料の納付)

**第十六条** 砂防設備占用料は、知事の定める日までに納付しなければならない。ただし、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたる場合においては、許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の年度の砂防設備占用料は、当該会計年度の四月末日までに納付しなければならない。

(還付)

**第十七条** 徴収した砂防設備占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した砂防設備占用料の全部又は一部を還付することができる。

- 一 天災その他不可抗力により砂防設備の占用が不可能となったとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

(監督処分)

**第十八条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作

物その他の施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の施設の設置若しくは工事その他の行為により生じる損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは原状に回復すべきことを命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこれに基づく処分違反した者
- 二 第七条の規定による許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第三条又は第四条の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第三条又は第四条の許可を受けた者(第八条又は第十二条の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。)に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 法第一条に規定する砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生じたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復等)

**第十九条** 第三条又は第四条の許可を受けた者は、当該行為若しくは占用が終了したとき又は当該許可の期間が満了したときは、行為に係る土地について砂防のため必要な措置をし、又は砂防設備を原状に復ししなければならない。

(罰則)

**第二十条** 第三条の規定による許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人に対して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑又は科料刑を科する。

(その他)

**第二十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則